

仕 様 書

1 一般的事項

- (1) 請負者は、本作業の実施に当たっては、隣接保存園及び試験園の植栽木を傷めないよう十分注意すること。
- (2) 請負者は、従事者同士の連携を図り、天候・地形・その他の機械との距離などに細心の注意を払うこと。
- (3) 著しい降雨などで作業に支障を来すことが予想される場合は、監督員に連絡しその指示に従うこと。
- (4) 周辺の車両通行・歩行などに支障を来さないよう安全運転に努めること。
- (5) 隣接道路の通行及び安全確保のために適切な措置を講じること。

2 枝条・伐根の破砕作業

- (1) 事業計画書（別添8）に示されている区画内の枝条・伐根を破砕すること。
- (2) 枝条・伐根の破砕は自走式木材破砕機でチップ処理すること。
- (3) 破砕機の取扱いは、有資格者により行うこと。
- (4) 粉砕した破片は、(1)で示されている当該用地内の周囲の決められた場所に運び幅2m以内で段差をつけずになだらかに散布すること。
- (5) 枝条・伐根等の破砕漏れが生じないように、また、破砕後の破片を残さず周囲に移動できているか現場を確認すること。

3 整地作業

整地の施工については、転石を除去し、植栽が可能となるよう十分な地ならしをすること。

4 履行期限

作業の履行期限は、契約締結日の翌日から令和2年9月30日までとする。

5 その他

- (1) 請負者は、契約締結後速やかに作業工程表を監督員に提出すること。
- (2) 本事業完了後、担当職員の検査を受けること。
- (3) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、監督員と協議の上決定すること。

記録写真仕様書

(写真の提出)

- 1 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、1部とする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材はつぎのとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、事業区、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

(写真撮影)

- 3 写真撮影にあたっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。

(写真整理)

- 4 撮影箇所毎に順序よく編集し、A4版に写真を6枚以内に納めるように印刷すること。
また、作業内容を記述すること。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物は、フルカラーでインク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けなければならない。